

一般財団法人新潟県バスケットボール協会旅費支給規程

第1条（目的）

この規定は、一般財団法人新潟県バスケットボール協会の業務にあたる場合の旅費の支給について定める。

第2条（旅費積算基準）

1 交通費

(1) 県内出張

- ① 乗用車を使用することを原則とする。
- ② 出張者が、同一市町村内を移動する場合は、1km当たり22円とする。
距離の算出に当たっては、「Google マップ」により、出張者の居住地から目的地までの最短距離を基準とする。
- ③ 出張者が、居住する市町村外へ移動する場合は、1km当たり37円とし、高速道路利用料を含んで支出し、高速道路利用証明書の提出を必要としない。距離の算出に当たっては、「Googleマップ」により、出張者の居住地から目的地までの最短距離を基準とする。
- ④ 新潟県スポーツ協会の国体事業及び新潟ジュニアに係る事業出張の場合は、住所地から目的地までの距離に22円を計算の基礎とし、高速道路を利用した時は、領収書の提出を必要とする。

(2) 県外出張

居住地の最寄りの JR 駅から目的地の最寄りの JR 駅までの普通乗車賃とする。
ただし、その区間が JR100km以上については、自由席特急料金を支給する。
また、その区間が JR400km以上については、航空運賃を支給する。

(3) 宿泊費

- ① 宿泊料は、出張中の泊数に応じ、次に掲げる金額または実費を支給する。
- ② 県内出張において、出張日が連続する時において、交通費を1日毎に支給する合計額と、宿泊することによりその支出合計額が低額になる時には宿泊を認め、その金額は上限を8,000円または、実費額とする。
- ③ 県外の出張の場合は、新幹線を使用することにより日帰りが可能な場合は宿泊を認めないが、やむを得ない時は、上限を10,000円または、実費額とする

2 日当

- (1) 県内出張で1日日当を1,000円とし、業務が4時間以内の場合は、半日当の500円を支給する。
- (2) 県外出張は、1日2,000円とする。
- (3) 日当には、夕食及び朝食費用を含む。

第3条

会長は、出張の性質上又は出張先の実情により、この規程による旅費の支給が妥当でないと認めるときは、これを減額または増額することができる。

第4条

この規程に定めるほか、この規程の実施に関し、必要な事項は会長が定める。

第5条（改正）

この規程の改正は、理事会において行う。

- 附則 この内規は、平成27年3月21日から施行する。
平成28年3月20日改正（規程に改正、日当を改正）
平成30年3月21日改正、平成30年4月1日施行。
令和2年3月15日改正、令和2年4月1日施行。
令和4年3月19日改正、令和4年4月1日施行。（旅費単価の改正）。